

## 教育長の臨時代理による事務処理について

令和2年3月27日の教育委員会において、教育長の臨時代理による事務処理の指示を受けた件について、次のとおり臨時代理により事務処理を行ったため、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第3条第2項の規定に基づき報告する。

### 1 案件

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正手続
- (2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正手続

### 2 事務処理経過

- 3月31日
- ・本案件の前提となる労働基準法の一部を改正する法律の公布
  - ・一部改正規則について、特別区人事委員会の承認
  - ・教育長の臨時代理による一部改正規則の決定及び公布

### 3 規則改正の主な内容

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正手続

中野区立幼稚園の職員別給与簿の保存期間を3年間から5年間と改めたうえで、経過措置として「当分の間」保存期間を3年とする。

- (2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正手続

中野区立小学校及び中学校の職員別給与簿の保存期間を3年間から5年間と改めたうえで経過措置として「当分の間」保存期間を3年とする。

※改正文及び新旧対照表は別紙1及び別紙2のとおり。

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成 12 年中野区教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「3 年間」を「5 年間」に改める。

附則第 2 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則に次の 1 条を加える。

第 3 条 第 6 条第 2 項の規定の適用については、当分の間、同項中「5 年間」とあるのは、「3 年間」とする。

(中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例施行規則（平成 29 年中野区教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「3 年間」を「5 年間」に改める。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

(経過措置)

2 第 5 条第 2 項の規定の適用については、当分の間、同項中「5 年間」とあるのは、「3 年間」とする。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 【第 1 条関係】

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
第 1 条～第 5 条 (略) (給与簿)	第 1 条～第 5 条 (略) (給与簿)
第 6 条 教育委員会は、職員に支給されたすべての給与を記録するため、職員別給与簿を作成し、管理しなければならない。	第 6 条 教育委員会は、職員に支給されたすべての給与を記録するため、職員別給与簿を作成し、管理しなければならない。
2 前項の職員別給与簿は、職員ごとに毎年作成し、 <u>5年間</u> 保存するものとする。	2 前項の職員別給与簿は、職員ごとに毎年作成し、 <u>3年間</u> 保存するものとする。
第 7 条～第 2 0 条 (略) 附 則	第 7 条～第 2 0 条 (略) 附 則
第 1 条 (略) (経過措置)	第 1 条 (略) (経過措置)
第 2 条 (略)	第 2 条 (略)
第 3 条 <u>第 6 条第 2 項の規定の適用については、当分の間、同項中「5年間」とあるのは、「3年間」とする。</u>	

## 【第 2 条関係】

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
第 1 条～第 4 条 (略) (給与簿)	第 1 条～第 4 条 (略) (給与簿)
第 5 条 教育委員会は、職員に支給されたすべての給与を記録するため、職員別給与簿を作成し、管理しなければならない。	第 5 条 教育委員会は、職員に支給されたすべての給与を記録するため、職員別給与簿を作成し、管理しなければならない。
2 前項の職員別給与簿は、職員ごとに毎年作成し、 <u>5年間</u> 保存するものとする。	2 前項の職員別給与簿は、職員ごとに毎年作成し、 <u>3年間</u> 保存するものとする。
第 6 条～第 1 6 条 (略) 附 則 <u>(施行期日)</u>	第 6 条～第 1 6 条 (略) 附 則
<u>1 この規則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。</u> (経過措置)	この規則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
<u>2 第 5 条第 2 項の規定の適用については、当分の間、同項中「5年間」とあるのは、「3年間」とする。</u>	

## 附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。